

## 令和4年度女性活躍推進事業業務委託仕様書（案）

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という）が行う「令和4年度女性活躍推進事業」を委託するに当たり、業務に必要な事項を定めるものであり、事業受託者（以下「受託者」という。）は本仕様書に基づき事業を実施するものとする。

### 1 事業の目的

長野県では、全国に比べて女性の労働力率は高いものの、管理職に占める女性の割合は低い水準である現状を打開するため、働き方改革や女性登用の取組を促し、働く希望を持つすべての人が、性別に関わりなく能力を発揮して働くことができる環境づくりを推進する。

### 2 委託期間

委託契約の締結日から令和5年3月31日（金）まで

### 3 委託業務の内容

#### (1) 「女性活躍推進セミナー」の開催

##### ア 実施回数

1回

##### イ 対象

県内中小企業の経営者層

##### ウ 開催方法

オンラインによる限定配信とし、人権・男女共同参画課が保有する Youtube チャンネルにおいて動画を配信すること（配信期間：概ね1か月程度）

##### エ 参加定員（視聴者数）

300人以上を目標とすること

##### オ 内容及び講師の選定について

- ・ 所要時間は120分程度とすること。
- ・ 「働き方改革」や「女性活躍推進」の必要性について理解を深め、企業トップの意識改革を促す内容とすること。
- ・ 事業の目的を達成しうる、かつ集客につながる講師等及び方法を選定すること。事業実施に向けての日程調整等、講師等との連絡・調整を行うこと。なお、講師等の選定においては委託者に事前に報告、必要に応じ協議を行うこと。
- ・ オンライン配信に向け資料の差込等、必要な編集を行うこと。なお、資料については講師より提供を受けること。また、配信予定動画は事前に委託者に提出し、内容について確認を得ること。

##### カ 申込受付

- ・ インターネット経由の申込フォームを作成するとともに、申し込みを取りまとめた上、申込者へオンライン配信の視聴方法をメール等により案内すること。

キ 広報・集客

- ・ 参加定員を確実に募るための工夫を行った上で、効果的な広報・周知を十分に  
行うこと。
- ・ 様々な媒体を活用して各事業の趣旨・目的を踏まえた広報を行うこと。広報内  
容については事前に委託者に確認をとること。また、本業務が県の委託事業で  
ある旨を案内チラシ等に掲載すること。

ク アンケート調査の実施

- ・ 受託者はインターネット経由のアンケートフォームを作成し、参加者へ回答を  
促すほか、集計、分析を行う。調査項目については本事業の実施効果、事業目  
的の達成度を測ることができるものとし、委託者に報告・協議の上決定するこ  
と。
- ・ アンケート回収率は 100%を目指すこと。
- ・ アンケート結果については報告書とともに委託者へ報告すること。

(2) 「女性管理職の異業種交流会」の開催

ア 実施回数

2 回

イ 対象

県内中小企業の女性管理職（役員などの上級管理職を除く）

ウ 開催方法

会場開催 1 回、オンライン開催 1 回

エ 参加定員

各回 30 人程度

オ 内容及び講師の選定について

- ・ 所要時間は 120 分程度とすること。
- ・ 会場について、対象者がより多く参加できる地域・会場を選定すること。
- ・ 参加者相互の意見交換ができる構成とすること。
- ・ 女性管理職同士が日頃の不安や悩みを共有して繋がりを持てる場とすること。
- ・ 事業の目的を達成しうる、かつ集客につながる出演者等及び方法を選定するこ  
と。事業実施に向けて関係者との日程調整等、必要な連絡・調整を行うこと。  
なお、出演者等の選定においては委託者に事前に報告、必要に応じ協議を行う  
こと。

カ 申込受付

- ・ インターネット経由の申込フォームを作成するとともに、申し込みを取りまと  
めた上、申込者へ参加方法等をメール等により案内すること。

キ 広報・集客

3（1）キに同じ

ク アンケート調査の実施

3（1）クに同じ

(3) 「長野県女性活躍に関する実態調査事業」好事例の情報発信

ア 事業所の選定

- ・ R4 年度県人権・男女共同参画課において実施した「長野県女性活躍に関する実態調査事業」の調査結果を元に、委託者が提案する事業所リストから、委託者と協議の上、3社程度選定する。

イ ヒアリングの実施

- ・ 3(3)アで選定した事業所について、女性活躍推進に関する取組内容や効果等、詳細についてヒアリング調査を実施すること。また、ヒアリング調査項目について、事前に委託者と協議すること。
- ・ ヒアリングの日程等、事業所と必要な連絡・調整を行うこと。
- ・ ヒアリング結果と考察について、報告書としてまとめ、委託者へ提出すること。

ウ 情報発信

- ・ 選定事業所のヒアリング内容について、3(1)(2)の参加者(視聴者)に効果的に情報発信すること。
- ・ 情報発信の内容について、事前に委託者に確認をとること。また、本業務が県の「長野県女性活躍に関する実態調査事業」の一環である旨を明らかにすること。

#### 4 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 受託者は、新型コロナウイルス感染症対策に関して国や県が発する対策等の最新情報を確認した上でそれを遵守すること。
- (2) 3密(密閉・密集・密接)の回避
  - ア 登壇者間・参加者間に十分な身体的距離を確保した上で着席すること。
  - イ 十分に換気ができることを考慮した会場を選定すること。(原則として、座席による収容率100%を上限に、参加者数に加え、当日の運営関係者が収容可能な会場を選定すること)
- (3) 飛沫感染・接触感染防止
  - ア 発熱や風邪のような症状がある方は当日参加できないことを事前に周知すること。
  - イ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。マスクを持参していない者がいた場合は配布を行い、マスク100%を担保すること。
- (4) 殺菌・消毒
  - ア 会場内に消毒液を複数設置すること。
  - イ 会場入口で検温及び消毒液による手指消毒を実施すること。
- (5) 予防対策の注意喚起  
事前に感染防止対策への協力について周知すること。
- (6) 参加者情報の管理

参加応募受付時または開場時に参加者の氏名・連絡先の記録をすること。この際、個人情報漏洩防止を徹底して行うこと。

- (7) 新型コロナウイルス感染症や天災地変、その他やむを得ない事由により、本事業の開催方法に疑義が生じた場合、委託者と受託者とで開催方法について協議の上決定すること。ただしその場合であっても以下6で示す業務に要する経費の限度額内とすること。

## 5 成果品

### (1) 業務完了報告書

- ア 本事業の成果品はアンケート分析結果を含む業務完了報告書とし、その提出期限を令和5年(2023年)3月31日(金)とする。
- イ 業務完了報告書には、実施内容、講師のプロフィール等について記載した書類に、参加者配布資料、参加者名簿、参加者数、写真、議事録、アンケートの内容とその分析結果及び「長野県女性活躍に関する実態調査」に関する事業所のヒアリング結果と考察を必ず含めること。

### (2) その他、委託者が必要と認める書類

## 6 業務に要する経費の限度額

2,600,000円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

## 7 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護に十分に注意し、流出、損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 受託者は撮影に先立ち、撮影者に映像掲載等の了解を得ること。

## 8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、受託者は委託者へ事前に企画内容や実施方法について確認・報告の上進めるものとする。
- (2) 天災地変、新型コロナウイルス感染症その他やむを得ない事由により、本事業の開催方法に疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議した上で契約内容を変更することができるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。
- (4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。

- (5) 受託者は業務を履行するにあたり第三者に損害を与えた時はその賠償責任を負う。
- (6) 本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。
- (7) 本事業における所有権及び著作権は、原則として受託者に帰属する。加工及び二次利用の際は受託者と委託者が別途協議することとする。ただし、県は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (8) 本事業の実施に要した費用について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保管すること。